



**大阪市住之江区役所
清涼飲料水自動販売機
設置事業者募集要項**



令和 7 年 5 月
大阪市住之江区役所

目 次

	ページ
1 募集対象物件	1
2 応募資格要件	1
3 自動販売機の設置条件等	3
4 応募申込手続	4
5 価格提案書の提出及び審査	5
6 使用許可の手続き	7
7 設置予定事業者の決定の取消し	7
8 その他	7
事業の進め方	8
自動販売機設置場所	9
応募申込書 ・ 誓約書 ・ 質疑書 ・ 価格提案書 ・ 委任状 ・ 行政財産使用許可申請書 ・ 大阪市行政財産使用許可書	12～

大阪市住之江区役所清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

大阪市住之江区役所が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集対象物件

物件番号	所在地（住居表示）	設置場所	台数	最低使用料※ (1台あたり月額・税抜)
①	住之江区御崎3-1-17	住之江区役所外正面玄関横	1台	38,678円
②		住之江区役所外北側出入口横	1台	54,000円
③		住之江区役所庁舎1階	1台	63,636円
④		住之江区役所庁舎2階	1台	32,500円
⑤	住之江区浜口東3-5-16	住之江区保健福祉センター分館 外正面玄関横	1台	10,000円

※ 最低使用料には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。

※ 物件番号①～⑤について、それぞれ設置予定業者を決定します。（希望物件のみへの応募が可能です。）

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていること
- (4) 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- (5) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれ

のある団体に属するものでないこと。

- (7) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 設置する自動販売機の機種

設置する自動販売機については、大阪市グリーン調達方針の判断の基準等を満たすものであり、ユニバーサルデザイン（障がい者対応）としてください。

③ 使用許可の期間

使用許可の期間は令和7年7月1日から令和8年3月31日とします。ただし、当初使用開始の日から5年を超えない範囲で更新することができます。更新しない場合は、許可期間終了の3か月前までに書面にて意思表示をしてください。更新する場合には、許可期間終了の30日前までに継続申請を書面で行っていただきます。（※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。）

なお、上記②を満たさない自動販売機を設置していることが判明し、適合機種に変更するよう改善指導を行ったにも関わらず当該指導に応じない場合は、許可の更新は行いません。

④ 使用料

本市が設定する最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。

⑤ 保証金

設置事業者に決定し使用許可する際には、使用料の3月分（消費税等を加算したもの）を保証金として納付していただきます。ただし、許可期間分の使用料を全額前納したときは保証金を免除します。

⑥ その他必要経費等

光熱水費は設置事業者の負担とします。本件自動販売機の設置、交換及び撤去に関する工事費及び電気設備工事費、維持管理費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担となります。

⑦ 売上報告書など本市から指示があれば速やかに提出してください。

(2) 使用上の制限

① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。

② 2(3)にかかる許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。

③ 自動販売機を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪市側の指示に従うこと。

⑤ 販売品目は、飲料品(乳飲料を含む。)とすること。

⑥ 酒類の販売は行わないこと。

(3) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること

(4) 参考

①清涼飲料水自動販売機の売上実績

物件番号	設置場所	売上数量	売上金額
①	住之江区役所外正面玄関横	—	794,960円
②	住之江区役所外北側出入口横	5,716本	702,160円
③	住之江区役所庁舎1階	—	1,347,340円
④	住之江区役所庁舎2階	5,082本	690,270円
⑤	住之江区保健福祉センター分館外正面玄関横	3,885本	450,280円

※物件番号①③については令和6年1月～12月の実績

※物件番号②④⑤については令和6年4月～令和7年3月の実績

②施設利用者数

来庁者：約1,000人／日 職員：約230人

4 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和7年5月8日(木)～令和7年5月29日(木)
午前9時30分～正午、午後1時00分～午後5時00分
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号
大阪市住之江区役所 総務課(総務)(4階 41番窓口)

(3) 申込みに必要な書類

- ① 応募申込書(本市所定様式)
- ② 誓約書(本市所定様式 A4サイズ両面)
※ ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を押してください。
- ③ <法人>印鑑証明書
<個人>印鑑登録証明書
- ④ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本(登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書)

<個人>住民票の写し

※ ③④については、発行後3か月以内のものに限ります。

- ⑤ 国税及び大阪市税（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物）の未納の税額がないことの証明書の写し

国税は納税証明書（その3）に限る。

- ⑥ 事業概要

<法人> (ア) 会社概要

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

<個人> (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

- ⑦ 2(3)にかかる許認可等を受けていることを証する書類

- (4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を4(2)記載の受付場所に直接持参してください。（送付、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

- (5) その他

本募集要項に関する質問については別紙様式の質疑書を送付又は電子メールにより提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。質問の要旨及び回答を大阪市ホームページに掲載します。

質問受付期間 令和7年5月8日(木)～令和7年5月15日(木) 午後5時00分まで

電子メール送信先 tt0001@city.osaka.lg.jp 大阪市住之江区役所 総務課

※電子メールにて質疑書を提出される場合は、件名に「大阪市住之江区役所清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項にかかる質問について」と明記してください。

送付の場合は、4(2)に記載の住所に送付してください。

質問回答予定 令和7年5月26日(月)午後5時30分までに公表します。

5 価格提案書の提出及び審査

- (1) 日時

令和7年6月4日(水)午後1時30分から午後1時59分まで価格提案書を提出していただき、午後2時00分から価格提案審査を行います。

- (2) 場所

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

大阪市住之江区役所 3階 第3-1会議室

- (3) 提出書類等（当日持参するもの）

① 価格提案書

② 委任状（代理人により応募しようとする場合）

③ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した受任者の印鑑）

- (4) 価格提案書の投函方法

① 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。

- ② 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。
- (5) 応募価格の表示
応募価格は、月額使用料（税抜き）を表示してください。
- (6) 価格提案書の書換え等の禁止
応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (7) 価格提案審査
① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。
② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。
なお、価格提案書審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。
- (8) 価格提案書の無効
次のいずれかに該当するものは、無効とします。
① 最低使用料を下回る価格によるもの。
② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
③ 指定の日時まで提出しなかったもの。
④ 応募資格者の記名押印がないもの。
⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。
⑥ 同一物件について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
⑦ 同一物件について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
⑧ 同一物件について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
⑫ その他価格提案に関する条件に違反したものの。
- (9) 設置予定事業者の決定
設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。
なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。
- (10) くじによる設置予定事業者の決定
最高となるべき同額の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。
当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事

務に関係のない職員)が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、設置予定事業者及び金額を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。

決定後は、設置予定事業者名及び決定金額をホームページに掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

6 使用許可の手続き

使用許可の手続きは、令和7年6月30日(月)までに行います。

なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

7 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

8 その他

使用許可の申請手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。

募集に関する問い合わせ先：大阪市住之江区役所 総務課（総務）（4階 41番窓口）
大阪市住之江区御崎3丁目1番17号
電話 (06) 6682-9903

事業の進め方

募集要項の配布 令和7年5月8日（木）

応募申込書の受付開始 令和7年5月8日（木）



質疑書の提出期限 令和7年5月15日（木）



質疑書の回答期限 令和7年5月26日（月）



応募申込書の提出期限 令和7年5月29日（木）



価格提案審査・使用予定事業者の決定
令和7年6月4日（水）



使用許可申請書類提出期限
令和7年6月11日（水）



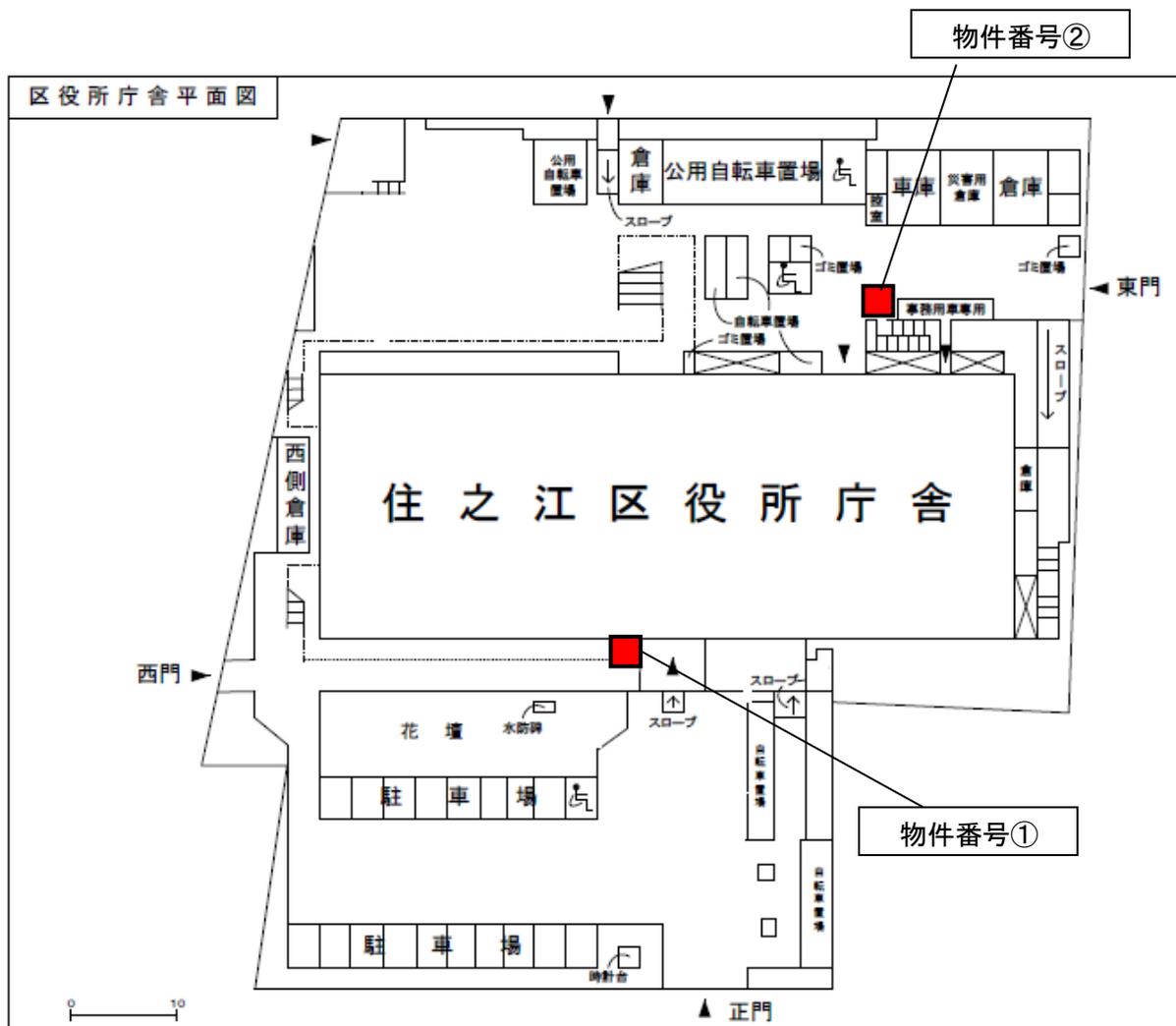
使用許可書の交付 令和7年6月30日（月）迄



使用許可の開始 令和7年7月1日（火）

自動販売機設置場所 位置図

- ① 住之江区役所外正面玄関横
- ② 住之江区役所外北側出入口横
- ③ 住之江区役所庁舎 1階
- ④ 住之江区役所庁舎 2階
- ⑤ 住之江区保健福祉センター一分館外正面玄関横



自動販売機 設置場所 物件番号⑤



受付番号

令和 年 月 日

応募申込書

大阪市長 横山 英幸 様

募集要項の各条項を承知の上、大阪市住之江区役所清涼飲料水自動販売機設置事業者応募について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていること。
- (4) 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- (5) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないもの。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (8) 募集要項の各条項を十分承知の上で応募すること。

なお、決定金額及び設置予定事業者の法人・個人の区分を公表することに同意します。

1 申込者 住 所
 (所在地)
 電 話 番 号
 氏 名 印
 (名称及び代表者氏名)



2 応募物件

設置を希望する物件の申込み欄に○を記入してください。

物件番号	設置場所	申込み
①	住之江区役所外正面玄関横	
②	住之江区役所外北側出入口横	
③	住之江区役所庁舎1階	
④	住之江区役所庁舎2階	
⑤	住之江区保健福祉センター分館外正面玄関横	

3 添付書類

- ① 応募申込書(本市所定様式)
- ② 誓約書(本市所定様式)
- ③ <法人>印鑑証明書
<個人>印鑑登録証明書
- ④ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本(登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書)
<個人>住民票の写し
※ ③④については発行後3か月以内のものに限ります。
- ⑤ 国税及び大阪市税(個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税(土地・建物))
の未納の税額がないことの証明書の写し
国税は納税証明書(その3)に限ります。
- ⑥ 事業概要
<法人>(ア) 会社概要
(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書
<個人>(ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの
(イ) 令和元年分の所得税確定申告書の写し
- ⑦ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合、許認可等を受けていることを証する書類

(誓約書様式(表))

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

実印

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

(使用財産の表示)：大阪市住之江区役所

2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

※相手方が、国、地方自治体、電気事業者、ガス事業者その他の公益事業者等、相手方が暴力団でないことが明らか場合は提出を求めないことができるものとする。

○大阪市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

質 疑 書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

(事務担当者)
所属部署
氏 名
電 話
F a x

件 名
大阪市住之江区役所清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項にかかる質問について
質疑内容

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市住之江区役所清涼飲料水自動販売機設置事業者募集において、下記の金額で当該地設置事業者として使用許可を希望します。

住 所
(所在地)

氏 名
(名所及び代表者氏名)

印

物 件 番 号 (必ず記載してください。)	応 募 価 格					
						円

- 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- 応募価格は1台当たりの月額使用料（税抜き）とします。
- 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。
- 価格提案書は申込物件ごとに作成・提出して下さい。

記載例

価格提案書

令和 年 月 日

大阪市長 ○○ ○○ 様

大阪市○○区役所自動販売機設置事業者募集において、下記の金額で当該地設置事業者として使用許可を希望します。

住所
(所在地) 大阪市中央区本町1丁目4番5号
株式会社 連調

氏名
(名称及び代表者氏名) 代表取締役社長 管財太郎
上記代理人 大阪 花子

大阪

印

代理人が提案するときは、氏名の下に上記代理人と記載し、代理人の氏名を記載してください。

応募者本人が押印する場合は実印を、代理人が押印する場合は委任状に押印している代理人の印鑑を押印してください。

金額の前に留印							応募価格						
							¥	3	5	0	0	0	円

- 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- 応募価格は1台当たりの月額使用料（税抜き）とします。
- 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

※金額欄訂正の場合は、誤った数字だけでなく、金額すべてを訂正し訂正印を押印して下さい。

(例) 1,235円 を 1,335円と訂正する場合

1,335

~~3~~

(正)1,235

~~(誤)1,235~~

令和 年 月 日

令和 年 月 日

委 任 状

大阪市長 横山 英幸 様

(委 任 者)

住 所
(所 在 地)

氏 名 印
(名 称 及 び 代 表 者 氏 名)

実印

下記の者を代理人と定め、大阪市住之江区役所清涼飲料水自動販売機設置事業者募集に付帯する一切の権限を委任します。

(受 任 者)

住 所
(所 在 地)

氏 名
(名 称 及 び 代 表 者 氏 名)

印

※ 本案件のうち複数物件に応募する場合、価格提案書は申込物件ごとに作成・提出が必要となりますが、委任状については代理人につき1通で構いません。

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

申請者

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者名

実印

生 年 月 日

年 月 日生

次のとおり、貴市の行政財産を使用したいので、許可くださるよう申請します。なお、申請にあたっては、「行政財産の目的外使用許可にかかる審査基準等について」の内容を確認しており、使用を許可しない相手方の基準に該当する者ではないことを誓約します。

記

- 1 名 称 [本市財産名称]
- 2 所 在 地 [代表地番まで記載] [建物の場合は、住居表示も併記]
- 3 使用面積又は数量
- 4 使用期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
- 5 使用目的
清涼飲料水自動販売機設置
- 6 添付資料
① 使用計画図

誓約事項

大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

大阪市行政財産使用許可書

大阪市指令住江第 号
令和 年 月 日

使用者 住所
氏名 様

大阪市長 横山 英幸
(住之江区役所 総務課)

令和 年 月 日付けをもって申請のあった本市住之江区管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

(使用物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所 在
名 称

(用 途)

第2条 使用者は、前記の物件を清涼飲料水自動販売機の設置の用に供するものとし、自動販売機による商品販売について自らの責任と負担により、次の各号を遵守し、商品の搬入その他で本市の業務に支障を与えないようにしなければならない。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- (2) 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること。

(使用期間)

第3条 使用期間は、令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする。

2 使用者は、前項に掲げる使用期間満了から1年以内の期間で更新することができる。ただし、更新後の使用期間満了日は、当初許可の日から5年を超えることはできない。

3 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けない場合には、期間満了日の3か月前までに、書面にて更新しない旨の意思表示を行うこと。

4 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前30日までに、書面にて申請しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、総額〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、別途発する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

2 既納の使用料は、第10条第1項第1号の場合を除き、還付しない。

(保証金)

第5条 使用者は、保証金として金〇〇〇円を令和8年3月31日までに本市に納入しなければならない。

2 保証金は、使用料等の納入を遅延した場合においてこれに充当するほか、本市使用許可に伴う一切の損害賠償に充当する。

3 前項の充当により保証金に不足が生じたとき又は充当によってもなお不足額があるときは追納しなければならない。

4 保証金は、第11条の定めによる原状回復をしたときに、これを還付する。

(延滞金)

第6条 納期限までに使用料を納入しない場合において、督促状の指定期限までに納入しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例に基づき計算した延滞金を納入しなければならない。

(経費の負担)

第7条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を本市の指定する期日までに納入しなければならない。

(使用上の制限)

第8条 使用物件は、善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 使用者は、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

3 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原形を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

(第三者の使用の禁止)

第9条 使用者は、使用物件を他のものに使用させ、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取り消し又は変更)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

(1) 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合

(2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき

(3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す。

(1) 使用者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

(2) 大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき

3 前2項の場合において、使用者は当該取り消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。

(原状回復)

第11条 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行って、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は異議を申立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求することができない。

(実地調査等)

第14条 市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本許可の各条項に関し疑義があるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市長を被告として(訴訟において大阪市長を代表する者は大阪市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。